

株式交付に関する事前開示書類
(会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める書面)

2026 年 8 月 21 日

abc 株式会社

2026 年 8 月 21 日

株式交付に係る事前開示書類

東京都港区赤坂四丁目 9 番 17 号

abc 株式会社

代表取締役社長 松田 元

当社は、2026 年 8 月 21 日付で作成した株式交付計画書（以下「本株式交付計画」といいます。）に基づき、2026 年 9 月 11 日を効力発生日（以下「本効力発生日」といいます。）として、当社を株式交付親会社、株式会社 Far East Innovators（以下「FEI 社」といいます。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」といいます。）を行います。会社法第 816 条の 2 第 1 項及び会社法施行規則第 213 条の 2 に定める事前開示事項は、下記のとおりです。なお、本株式交付は、会社法第 816 条の 4 第 1 項に定める簡易株式交付に該当します。

記

1. 株式交付計画の内容（会社法第 816 条の 2 第 1 項）

別紙 1 のとおりです。

2. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 2 号に掲げる事項についての定めが同条第 2 項に定める要件を満たすと株式交付親会社が判断した理由（会社法施行規則第 213 条の 2 第 1 号）

本株式交付計画の作成日時点において、FEI 社の議決権の総数は 13,500 個です。本株式交付計画においては、当社が本株式交付に際して譲り受ける FEI 社の株式の数の下限を 6,885 株と定めていますが、仮に当社が本株式交付に際して FEI 社の株式 6,885 株を譲り受けた場合、本株式交付がその効力を生ずる日において、当社の議決権所有割合は 51.0%となります。以上より、当社が譲り受ける FEI 社の株式の数の下限についての本計画の定めは、会社法第 774 条の 3 第 2 項の要件を満たすと判断いたしました。

3. 会社法第 774 条の 3 第 1 項第 3 号から第 6 号までに掲げる事項についての定めの内容の相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の 2 第 2 号）

別紙2のとおりです。

4. 会社法第 774 条の3第1項第8号から第9号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項（会社法施行規則第 213 条の2第3号）

該当事項はありません。

5. 株式交付子会社についての事項（会社法施行規則第 213 条の2第4号）

- ① 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙3のとおりです。

- ② 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等があるときは、
当該臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

- ③ 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の
会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6. 株式交付親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な
債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規
則第 213 条の2第5号イ）

該当事項はありません。

7. 本株式交付が効力を生ずる日以後における株式交付親会社の債務の履行の見込みに
関する事項（会社法施行規則第 213 条の2第6号）

本株式交付は、会社法第 816 条の8第1項の適用を受けないため、該当事項はあ
りません。

以上

別紙 1 株式交付計画の内容

株式交付計画書

abc 株式会社（以下「甲」という。）は、甲を株式交付親会社、株式会社 Far East Innovators（以下「乙」という。）を株式交付子会社とする株式交付（以下「本株式交付」という。）を行うにあたり、次のとおり株式交付計画（以下「本計画」という。）を作成する。

第 1 条 （株式交付子会社の商号及び住所）

乙の商号及び住所は、次のとおりである。

商号：株式会社 Far East Innovators

住所：東京都渋谷区道玄坂一丁目 10 番 8 号渋谷道玄坂東急ビル 2 F-C

第 2 条 （株式交付親会社が本株式交付を行うに際して譲り受ける株式交付子会社の株式の数の下限）

甲が本株式交付に際して譲り受ける乙の普通株式の下限は、764,235 株とする。

第 3 条 （対価として交付する株式交付親会社の株式の数及びその割当て）

1. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、乙の普通株式の対価として、その譲渡する乙の普通株式の合計数に 111 株を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
2. 甲は、本株式交付に際して、乙の普通株式の譲渡人に対して、その譲渡する乙の普通株式 1 株につき、甲の普通株式 111 株を割り当てる。
3. 前二項の規定に従い、甲が乙の普通株式の譲渡人に対して交付する甲の普通株式の数に 1 株に満たない端数があるときは、甲は、会社法第 234 条その他関係法令の規定に従い、処理する。
4. 本株式交付により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第 39 条の 2 の定めに従い、甲が適切に定める額とする。

第 4 条 （申込期日）

乙の普通株式の譲渡しの申込期日は、2026 年 9 月 9 日とする。ただし、甲は、本株式交付が効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）を変更する場合には、当該変更と同時にこれを変更することができる。

第5条（効力発生日）

効力発生日は、2026年9月11日とする。ただし、本株式交付の手續進行上の必要性その他の事由により必要がある場合には、甲は、これを変更することができる。

第6条（簡易株式交付）

甲は、会社法816条の4第1項の規定により、本計画につき株主総会の承認を得ないで本株式交付を行う。ただし、同条第2項の規定により、本計画につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本計画につき株主総会の承認を得る。

第7条（本計画の変更及び本株式交付の中止）

本計画の作成日から効力発生日（第5条に基づき変更した場合には、変更後の効力発生日をいう。以下同じ。）までの間において、甲または乙の財務状態もしくは経営状態に重大な変動が発生し又は判明した場合、本株式交付の実行に重大な支障となる事象が発生又は判明した場合、その他本株式交付の目的を達成することが困難となった場合には、甲は、本計画の内容を変更し又は本株式交付を中止することができる。

第8条（本計画の効力）

本計画は、効力発生日までに、①乙の株主から甲への本計画による乙の普通株式の譲渡について、乙の株主総会の承認が得られないとき、又は、②甲の株主総会の承認が必要な場合にその承認が得られなかったときには、その効力を失う。

2026年8月21日

東京都港区赤坂四丁目9番17号
abc 株式会社
代表取締役社長 松田 元

別紙2 会社法第 774 条の3 第1 項第3 号から第6 号までに掲げる事項についての定め
の相当性に関する事項

1. 株式交付に係る割当ての内容（株式交付比率）及び株式交付比率の算定根拠等

(1) 株式交付比率

	当社 (株式交付親会社)	株式会社 Far East Innovators (株式交付子会社)
本株式交付に係る株式交付比率	1	111

(注) 1. 本株式交付に伴い、FEI社の普通株式1株に対して当社の普通株式125株を交付いたします。

2. 当社が本株式交付により発行する新株式数の下限：普通株式764,235株
上記新株式数は、当社が本株式交付に際して譲り受けるFEI社の普通株式の下限の数に対して交付する当社の普通株式の数です。

本株式交付が成立することで当社株式は1.84%の希薄化が起こる見込みです。
なお、本株式交付により、株式交付子会社の株主は当社の株式を1.84%保有することとなります。保有方針に関しては、継続保有の取り決めはございませんが、中長期的に保有する方針であること、他方で、企業価値（株価）の向上の局面においては売却する場合も有りうる旨で確認をしています。

3. 単元未満株式の取扱い

本株式交付により、1単元（100株）未満の当社の普通株式（以下「単元未満株式」といいます。）の割当てを受けるFEI社の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所、その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項の規定に基づき、当社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び当社の定款第8条に基づき、当社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

4. 1株に満たない端数の処理

本株式交付に伴い、当社株式1株に満たない端数の割当てを受けることになるFEI社の株主様に対しては、当社は会社法第234条その他関連法令の定めに従い、その端数の合計数に相当する当社の株式を売却し、係る売却代金をその端数に応

じて当該株主の皆様へ交付いたします。

5. 本株式交付により増加する当社の資本金及び資本準備金の額は、会社計算規則第39条の2の定めに従い会社計算規則第39条の2の定めに従い、当社が適切に定める金額とします。

(2) 株式交付比率の算定根拠

当社は、本株式交付に用いられる株式交付比率の検討に際し、その公平性・妥当性を確保するため、独立した第三者算定機関である東京フィナンシャル・アドバイザーズ株式会社（以下「TFA」）に当社及びFEI社の株式価値並びに株式交付比率の算定を依頼することとしました。

当社は、株式交付比率については、上記に記載のTFAが算定した株式交付比率レンジの範囲内であることから、本株式交付比率は妥当な水準であり、また、TFAによるFEI社の株式価値の算定結果を参考に、FEI社の財務状況、資産の状況、財務予測等の将来見通しを踏まえて、当社で慎重に検討を重ねた結果、本株式交付比率により本株式交付を行うことが両社の株主の利益に資するものであるとの判断に至りました。

(3) 株式交付比率の算定の経緯

TFAは、当社株式については東京証券取引所スタンダード市場に上場し市場株価が存在することから市場株価法（算定基準日を2026年8月20日とし、算定基準日の終値及び算定基準日から遡る1か月、3か月、6か月の各期間の株価終値の出来高加重平均）を採用して算定を行いました。

採用手法	算定結果（円）
市場株価法	65 ～ 123

また、TFAは、FEI社の株式については、非上場会社であるため市場株価が存在せず、将来清算する予定はない継続企業であること、類似上場企業の選定が困難であることから類似企業比較法の採用についても適当ではないと判断したこと等を総合的に勘案し、DCF（ディスカウント・キャッシュ・フロー）法による算定を採用しております。

採用手法	算定結果（円）
DCF 法	6,613 ～ 8,083

DCF 法による算定については、FEI 社が作成した事業計画の財務予測を基本として、将来キャッシュ・フローを算定し、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を

評価し算定しております。

DCF 法の算定基礎となる FEI 社の事業計画においては、①当社グループの渋谷拠点（CLUB CAMELOT）や格闘技領域 IP（Crawford Production Japan を含む）との連携による物販・限定コンテンツ等の収益化、②店舗向け SaaS の導入拡大によるストック収益の積み上げ、および③代理店網の活用による顧客獲得効率の向上等を軸として、今後の収益性改善および売上高の拡大を見込んでおります。特に、コアとなるインフルエンサー案件等で実証済みの IP マネタイズモデルを横展開することで利益率改善を見込むほか、SaaS の導入店舗増加に伴う月額課金収益の積上がりにより、安定的な収益基盤の形成を計画しております。また、直販に加え代理店網を活用することで顧客獲得効率を高め、固定費増加を抑制しながら収益拡大を図る方針です。

当社は、過年度の財務数値の分析および実態整理を行ったうえで、FEI 社が保有する IP ネットワークの実績、顧客獲得の進捗状況および費用構造の適切性を精査し、本事業計画の合理性および実現可能性を確認いたしました。FEI 社は直近 2 期において債務超過となっております。これは、主に店舗向け SaaS 等の新規事業開発に向けた先行投資を実施したこと、および過去の大型スポット案件の一巡による一時的な売上高の縮小によるものです。また、新規事業への先行投資として、ストック型収益基盤の構築を目的とした店舗向け SaaS のプロダクト開発およびマーケティング体制構築に伴い、販売費及び一般管理費が拡大いたしました。

しかしながら、同社の実態純資産や将来におけるキャッシュ・フロー創出能力に着目した DCF 法による評価においては十分な企業価値を有していること、また当社グループの「メディア・ライブイベント事業」等とのシナジー創出が見込まれること、前述の先行投資および過年度調整により一時的に債務超過状態となりましたが、現在は SaaS 事業の契約獲得および新規 IP 施策の稼働により業績の回復基盤が整いつつあることから、子会社化の合理性があると判断いたしました。

また、FEI 社の笠松代表が当社執行役員及び当社子会社代表取締役を兼任している点に鑑み、評価および条件設定の妥当性を確保するため、第三者算定機関である TFA による算定結果（DCF 法による FEI 社株式価値：6,613 円～8,083 円）を最大限尊重し、その範囲内で株式交付比率を 1：111 と決定いたしました。

なお、本件株式交付において取得持分を 51%にとどめ、同氏が引き続き FEI 社株式の 49%を保有する構造とすることで、創業者陣の中長期的な業績達成および企業価値向上へのコミットメントを確保しつつ、当社の資金負担を抑えた最適な取得条件であると判断しております。

当社は TFA による FEI 社の株式価値の算定結果を参考に、FEI 社の財務状況、資産の状況を確認し、財務予測等の将来的な見通しなどを踏まえながら、慎重に検討を重ねた結果、最終的に本株式交付における株式交付比率の算式を下記のとおりとすることが妥当であり、それぞれの株主の利益に資するものであるとの判断に至り決定しました。

なお、この株式交付比率は、算定の基礎となる諸条件について重大な変更が生じた場合、変更されることがあります。

上記より当社の普通株式1株あたりの株式価値を1とした場合の算定結果は以下のとおりとなります。

株式交付比率の算定結果
53.77 ～ 124.35

TFAは、本株式交付比率の分析に際して、両社から提供を受けた情報及び一般に公開された情報等を原則としてそのまま採用し、採用したそれらの情報等が、全て正確かつ完全なものであることを前提としており、独自にそれらの正確性及び完全性の検証を行っておりません。また、両社とその関係会社の資産または負債（偶発債務を含みます。）について、個別の各資産、各負債の分析及び評価を含め、独自に評価、鑑定または査定を行っておりません。加えて、両社の財務予測については両社の経営陣による現時点で可能な最善の予測と判断に基づき合理的に作成されたことを前提としております。TFAの本株式交付比率の分析は、2026年5月31日現在までの上記情報等と経済条件を前提としたものであります。

2. 株式交付に伴い増加する当社の資本金及び準備金の額に関する事項

本株式交付により増加する当社の資本金、資本準備金及び利益準備金の額は、以下の通りです。

かかる取扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

- ① 資 本 金 の 額 金 0 円
- ② 資本準備金の額 会社計算規則第 39 条の 2 に従い当社が別途定める額
- ③ 利益準備金の額 金 0 円

別紙 3 株式交付子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次ページ以降をご参照ください。

貸 借 対 照 表

令和8年05月31日 現在

株式会社Far East Innovators

(単位： 円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
【流動資産】	13,153,402	【流動負債】	3,510,457
現 金 及 び 預 金	8,921,231	買 掛 金	982,040
売 掛 金	2,005,072	未 払 金	1,504,169
貸 倒 引 当 金 (売)	-11,727	未 払 費 用	635,831
商 品	472,300	未 払 法 人 税 等	70,000
立 替 金	69,100	未 払 消 費 税 等	117,300
前 払 費 用	433,397	預 り 金	201,117
役 員 貸 付 金	745,318	【固定負債】	25,703,000
未 収 入 金	518,711	長 期 借 入 金	25,703,000
【固定資産】	935,703	負 債 の 部 合 計	29,213,457
無 形 固 定 資 産	42,786	純 資 産 の 部	
ソ フ ト ウ ェ ア	42,786	【株主資本】	-15,124,352
投 資 そ の 他 の 資 産	892,917	資 本 金	1,350,000
関 係 会 社 株 式	500,000	利 益 剰 余 金	-16,474,352
敷 金	215,000	利 益 準 備 金	922,814
差 入 保 証 金	52,500	そ の 他 利 益 剰 余 金	-17,397,166
長 期 前 払 費 用	125,417	繰 越 利 益 剰 余 金	-17,397,166
		純 資 産 の 部 合 計	-15,124,352
資 産 の 部 合 計	14,089,105	負債及び純資産の部合計	14,089,105

損 益 計 算 書

令和7年06月01日 ～ 令和8年05月31日

株式会社Far East Innovators

(単位： 円)

科 目	金 額	
【売上高】		
売 上 高	46,973,158	
売 上 高 計		46,973,158
【売上原価】		
期 首 商 品 棚 卸 高	276,900	
当 期 商 品 仕 入 高	23,038,569	
期 末 商 品 棚 卸 高	472,300	
売 上 原 価 計		22,843,169
売 上 総 利 益		24,129,989
【販売管理費】		
販 売 管 理 費 計		31,582,900
営 業 損 失		7,452,911
【営業外収益】		
受 取 利 息	64,744	
受 取 配 当 金	200	
雑 収 入	1,842,466	
営 業 外 収 益 計		1,907,410
【営業外費用】		
支 払 利 息	564,665	
雑 損 失	1,574	
営 業 外 費 用 計		566,239
経 常 損 失		6,111,740
【特別利益】		
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	28,684	
特 別 利 益 計		28,684
【特別損失】		
前 期 損 益 修 正 損	5,015,204	
特 別 損 失 計		5,015,204
税 引 前 当 期 純 損 失		11,098,260
【法人税等】		
法人税・住民税及び事業税	77,804	
法 人 税 等 計		77,804
当 期 純 損 失		11,176,064

販売費及び一般管理費内訳書

令和7年06月01日 ～ 令和8年05月31日

株式会社Far East Innovators

(単位：円)

科 目	金 額
役 員 報 酬	7,392,000
給 料 手 当	3,600,000
法 定 福 利 費	1,711,459
外 注 費	3,348,021
荷 造 運 賃	2,178,543
広 告 宣 伝 費	619,212
接 待 交 際 費	778,430
会 議 費	2,435,504
旅 費 交 通 費	617,439
通 信 費	2,170,169
消 耗 品 費	661,004
修 繕 費	247,364
新 聞 図 書 費	6,500
諸 会 費	7,094
支 払 手 数 料	1,109,290
地 代 家 賃	3,815,515
賃 借 料	133,000
保 険 料	6,000
租 税 公 課	2,300
支 払 報 酬 料	423,940
減 価 償 却 費	309,116
貸 倒 繰 入 額 (販)	11,000
販 売 管 理 費 計	31,582,900

株主資本等変動計算書

令和7年06月01日 ～ 令和8年05月31日

株式会社Far East Innovators

(単位：円)

	株主資本										評価・換算 差額等	新株予約権	純資産合計	
	資本金	新株式 申込証拠金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	自己株式 申込証拠金	計				
			資本準備金	その他 資本剰余金	利益準備金	その他利益剰余金								
						別途積立金	繰越利益剰余金							
当 期 首 残 高	1,900,000					922,814		-6,221,102			-4,298,288			-4,298,288
新 株 の 発 行														
特別償却準備金積立て														
特別償却準備金取崩し														
剰 余 金 の 配 当														
剰余金の配当に伴う 利益準備金の積立て														
当 期 純 利 益								-11,176,064			-11,176,064			-11,176,064
自 己 株 式 の 取 得														
株主資本以外（純額）														
当 期 変 動 額								-11,176,064			-11,176,064			-11,176,064
当 期 末 残 高	1,350,000					922,814		-17,397,166			-15,124,352			-15,124,352

個 別 注 記 表

令和7年06月01日 ～ 令和8年05月31日

株式会社Far East Innovators

この計算書類は、「中小企業の会計に関する基本要領」によって作成しています。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

棚卸資産の評価基準及び評価方法
最終仕入原価法による原価法により評価

固定資産の減価償却の方法

無形固定資産 法人税法の規定による定額法

引当金の計上基準

貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため法人税法の規定による法定繰入率により計上（千円未満切捨）

収益及び費用の計上基準

収益については実現主義により、費用については発生主義により計上

その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税の会計処理
消費税の会計処理は税抜方式によっている

株主資本等変動計算書に関する注記

当該事業年度の末日における発行済み株式の数 13,500株